

徳島県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	所 在 地		開 設 者	変 更 年 月 日
	旧	新		
リライ訪問看護ステーション	徳島市論田町本浦中 一一―三	徳島市末広四丁目五 ―二四―四	合同会社R E L Y	令和六年五月 一日